

<p style="text-align: center;">請求の趣旨</p>	<p>1 被告 は、原告に対して、 次の金員を支払え。</p> <p style="text-align: center;">金5万 円</p> <p> <input checked="" type="checkbox"/>上記金額に対する <input type="checkbox"/>上記金額の内金 円に対する } </p> <p> <input type="checkbox"/>平成 年 月 日から <input type="checkbox"/>平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/>令和 の割合による金員 </p> <p> <input type="checkbox"/>上記金額に対する <input type="checkbox"/>上記金額の内金 円に対する } </p> <p> <input type="checkbox"/>平成 <input type="checkbox"/>令和 年 月 日 <input checked="" type="checkbox"/>訴状送達の日翌日 から支払済みまで </p> <p style="text-align: center;">年3% の割合による金員</p> <p>2 訴訟費用は、被告 の負担とする。</p> <p>との判決 (<input checked="" type="checkbox"/>及び仮執行の宣言) を求めます。</p>
<p style="text-align: center;">紛争の要点（請求の原因）</p>	<p>原告は平成29年（2017年）1月より、オクラ、レンコン、山芋、納豆などのいわゆるネバネバ食品中の粘質物を「ムチン」と呼ぶ「明治百五十年の大過」の訂正に取り組んできたが（甲1）、そのきっかけをつくったのは原告の長年のクライアントである茨城県水戸市在住の看護師、中西京子さんのサトイモ研究である（甲2）。</p> <p>ムチン（mucin）とは元来、動物性の成分を指す医学・生理学用語である。しかし、21世紀に入り、健康増進や食育が国策化し、その中でも「日本らしさ」を象徴するネバネバ食材の効果・効能が喧伝され、同成分が植物や発酵食品に含まれるとする誤情報が国内で爆発的に拡散した。また、それに便乗した医薬品・医療機器等の詐欺的商法も蔓延った。この「ムチン騒乱」はひとえに訂正報道を恐れる「メディアの失敗」に帰せられる。</p> <p>被告が平成14年（2002年）年3月に刊行した『食の医学館』は、監修者の一人が平成19年（2007年）から10年間にわたって国の「健康大使」を務めたこともあって、食品の栄養成分やその機能性を記したバイブル的存在であった（甲3）。健康食品会社の（株）わかさ生活はウェブサイト「わかさの秘密」で今回の誤情報をネット上で爆発的に拡散させたが、それが依拠したのが本著である。被告は「古い書籍である」ことを理由に対応を拒んだ。また、被告は「コトバンク」「goo辞書」などのネット辞書や電子辞書で採用されている「デジタル大辞泉」のデータ配信元だが、その前身である『大辞泉（第2版）』から誤情報を引き継いでいた。原告からの申し入れで、被告は訂正を行い、「オクラや山芋などに含まれるぬめり成分もムチンと呼ばれることがある。これは高分子の多糖類とたんぱく質が結合したもので、動物の粘液に含まれるムチンとは異なる。」との補説も付けたが、その半年後、「これは・・・」以下を削除した（甲4）。令和3年（2021年）10月に「補説」は全削除されたが（甲5）、その間の訂正業務が妨げられた。よって、原告は、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償請求権を行使し、原告所定の月額基本料金1か月分に相当する金5万円を請求する。</p>
<p style="text-align: center;">添付書類</p>	<p>甲1：「明治百五十年の大過」の訂正について 甲2：看護師 中西京子さんのサトイモ研究 甲3：本多京子ら監修『食の医学館（2002年）』の項目「ムチン」 甲4：被告のデジタル大辞泉編集部からのメール（2017年6月22日） 甲5：「コトバンク」の「デジタル大辞泉「ムチン」の解説」（2022年7月5日）</p>